

各位

三井住友信託銀行株式会社

海外資産を含む相続手続きに関する「専門機関紹介サービス」の取扱開始について

三井住友信託銀行株式会社(取締役社長:米山 学朋、以下「当社」)は、海外資産を保有されるお客さまの相続手続きに関するご相談に対応するため、海外資産の相続手続きに知見を有する専門機関への紹介サービスを2026年4月1日より開始しますのでお知らせします。

1. 目的・背景

当社では従来、相続手続きを円滑に進めることを目的に遺産整理に関するサービスを提供していますが、同サービスは国内資産を対象にしており、海外資産は対象外でした。昨今、投資先の多様化により、海外の金融資産・不動産等を保有したまま相続が発生するケースが増加しています。海外資産における相続手続きは国ごとに制度・税制が異なるため、お客さまから以下のような声が継続的に寄せられていました。

- 各国の手続きが分からない
- 手続きの見通しが立てづらい
- 専門家に相談・一任したい

こうしたニーズを踏まえ、当社では海外資産を含む相続手続きについて外部の専門機関を紹介する体制を整備し、お客さまの相続手続きに関するご相談に幅広く対応していきます。

2. 本件の概要

(1) サービス内容

専門機関が有する国際的なネットワークを通じて、海外資産における相続手続きに関する支援を提供します。なお、対応内容は専門機関との契約に基づきます。

- 世界の約80ヶ国・地域における国際実務および法律分野での知見を生かし、多様な海外資産・地域の手続きに対応
- 税務・法務の観点から、国ごとに異なる複雑な制度に専門家が必要に応じた支援を提供

(2) お手続きの流れ

- ① 当社窓口でのご相談
- ② 紹介依頼書の提出
- ③ 専門機関より直接お客さまへ連絡・ヒアリング
- ④ 契約条件にご同意のうえ、お客さまと専門機関の間で直接委任契約を締結
- ⑤ 各国制度に応じた相続手続きの支援を開始

(3)ご留意事項

- 当社は専門機関の紹介のみを行い、契約締結の代理・媒介は行いません。
- 委任契約はお客さまと専門機関の間で直接締結していただきます。
- 資産内容や所在国等により、お取り扱いできない場合があります。

3. 当社の役割

当社は、海外資産に関する相続手続きについて専門機関をご紹介できる体制を整備し、従来は個々で取り扱いが異なっていた資産への対応についても、当社として一定の品質でサービスをご提供できる環境を整えました。

この度の専門機関との連携を通じて、お客さまの更なる円滑な資産承継に寄与していきます。

当社では、引き続き、お客さまの「ファイナンシャル・ウェルビーイング」の実現に向け、最適なコンサルティングを提供していきます。

以上